(b)リビアの空、陸、若しくは海港に対する攻撃、石油施設を含むリビアの国家の機関若しくは設備、又はリビアにおける外国使節を攻撃すること

(c)リビアの原油又はその他のあらゆる天然資源の不法な開発を通じて、武装集団又は犯罪組織に対する支援を提供すること

(d)リビアの国家の財政機関及びリビア国営石油会社に対する脅迫及び強要、又は、リビア政府の資金の不正使用につながる又は帰着するあらゆる行為へ関与すること

(e)決議第千九百七十号（二千十一年）で定められた、リビアにおける武器禁輸規定の違反、又は制裁回避を支援すること

(f)リスト上の個人及び団体のために、又はその代理として、若しくはその指示に基づき行動すること

12. 武器禁輸を含む、決議第千九百七十号（二千十一年）の規定に違反した、若しくは、他人の違反を支援したと委員会によって決定された個人及び団体が指定の対象になることを強調し、これには、決議第千九百七十号（二千十一年）の資産凍結及び渡航禁止の違反を支援する者を含むことに留意する。

13. 安保理決議第千九百七十号（二千十一年）に含まれる措置の継続的な違反を非難し、委員会が、その任務及び指針に沿って、国家がこのような違反及びその他のあらゆる措置の不履行を促進していると信じる合理的根拠を示す信頼性のある情報を有すると委員会が考える事柄につき、委員会が加盟国と可能な限り迅速な協議を行うことを指示する。

不正な石油輸出の防止

14. 決議第二千百四十六号（二千十四年）によって付与された権限及び課された措置を、二千十六年三月三十一日まで延長することを決定する。

15. リビア政府に対し、当局の管理下にある港、石油区域及び施設について定期的な情報更新を委員会に提供し、原油の合法的な輸出を証明するためにとったメカニズムについて委員会に通知することを要請する。

武器禁輸

16. 決議第二千百七十四号（二千十四年）の8の規定に従って、リビア政府に対し治安及び武装解除支援のために供給、販売又は移転された関連弾薬及び予備部品を含む、武器及び関連物資が、指定された最終使用者以外の当事者に、転売され、移転され又は利用可能な状況にされるべきでないことを強調する。

17. 決議第千九百七十号（二千十一年）の9(c)の規定又は同第二千百七十四号（二千十四年）の8の規定に従って、リビアに供給、販売又は移転された武器及び関連物資の監視及び管理の、最終使用者証明の利用を通じた更なる促進を要請し、加盟国及び地域機関に対し、現在それらを実施する立場にあるリビア政府のインフラ及びメカニズムを強化するための支援を提供することを要請する。

18. 国際的なパートナーによる支援とともに、当該国内における小型武器及び軽火器の不法取引、安定を損なう蓄積及び濫用に取り組み、備蓄された小型武器、軽火器の安全かつ効果的な管理、保管及び安全に取り組むこと及び余剰の、没収された、無表示の又は不法に保持されている兵器及び弾薬の回収及び又は破壊を確保することというリビアに対する要請を改めて表明する。

19. 全ての加盟国に対し、決議第千九百七十号の9及び10の規定により定められ、その後の決議により修正された、武器禁輸の厳格な履行を確保するため、当該貨物が、決議第千九百七十号（二千十一年）の9又は10の規定により定められ、同第二千九号の13の規定、同第二千九十五号（二千十三年）の9及び10の規定、並びに同第二千百七十四号（二千十四年）の8の規定により修正された、供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、リビア向け及びリビアからの船舶及び航空機を検査することを要請し、そのような船舶及び航空機の全ての旗国が、そのような検査に協力することを要請する。

20. 全ての加盟国が、決議第千九百七十号の9又は10の規定により定められ、同第二千九号（二千十一年）の13の規定、同第二千九十五号（二千十三年）の9及び10の規定、並びに同第二千百七十四号（二千十四年）の8の規定により修正された、これらの規定により禁止される品目を発見した場合、それらの品目を破壊すること、使用し得ない状態にすること、保管すること又は処分を目的として仕出国若しくは仕向国以外の国へ当該品目を移転すること等を通じて押収及び処分することを認め、また、全ての国がこれを行うことを決定したことを再確認し、さらに、全ての国がそのような努力に協力することを決定したことを再確認する。

21. いかなる加盟国も、この決議の19の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠、当該検査の結果及び協力が得られたか否かの説明が含まれた書面による最初の報告を速やかに委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目の仕出地及び意図された仕向地を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

資産

22. 給与、補助金及びリビア中央銀行からのその他の取引を含む、政府の歳入及び歳出の透明性を向上させるための措置を実施するためのリビア当局の取組を歓迎し、支払いの重複をなくし、支払いの不正な使用を防ぐためのリビア当局による取組を歓迎し、その観点から、リビアの財源の長期的な持続性を確保するための更なる措置を奨励する。

23. カダフィ体制下で不正に使用された資金を回収するためのリビア当局による取組を支援し、この観点から、リビア当局及び、決議第千九百七十号（二千十一年）及び同第千九百七十三号（二千十一年）及び決議第二千九号（二千十一年）による修正に従い資産を凍結してきた加盟国が、不正に使用された資金及び関連する所有権の問題に関し、互いに調整することを奨励する。

専門家パネル

24. 決議第千九百七十三号（二千十一年）の24の規定によって設置され、同第二千四十号（二千十二年）、二千百四十六号（二千十四年）及び同第二千百七十四号（二千十四年）によって修正された専門家パネルの任務を、二千十六年四月三十日まで延長することを決定し、この決議の採択から十二か月以内に任務を見直し、更なる延長について適切な行動をとるという意思を表明し、パネルが以下の任務を遂行することを決定する。

(a)決議第千九百七十号（二千十一年）の24の規定で定められ、決議第二千百四十六号（二千十四年）及び同第二千百七十四号（二千十四年）並びにこの決議により修正された任務の遂行に当たり委員会を支援すること

(b)国、関連する国際連合機関、地域的機関及びその他の関係当事者から、決議第千九百七十号（二千十一年）、同第千九百七十三号（二千十一年）、同第二千百四十六号（二千十四年）及び二千百七十四号（二千十四年）により決定され、決議第二千九号（二千十三年）、同第二千百四十五号（二千十四年）及びこの決議によって修正された措置の実施に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集し、審査し、及び分析すること

(c)理事会、委員会、リビア政府又はその他の国が検討し得る、関連措置の実施を改善するための行動につき勧告を行うこと

(d)専門家パネルの作業につき、パネルの任命後百八十日間以内に理事会に中間報告を、委員会との協議の後、二千十六年三月十五日までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出すること

25. 全ての国、ＵＮＳＭＩＬを含む関連する国際連合機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第千九百七十号（二千十一年）、同第千九百七十三号（二千十一年）、同第二千百四十六号（二千十四年）及び同第二千百七十四号（二千十四年）により決定され、決議第二千九号（二千十三年）、同第二千百四十五号（二千十四年）及びこの決議によって修正された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの。）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請し、ＵＮＳＭＩＬ及び